

## 集合住宅等の各戸検針及び徴収の実施に関する要綱

昭和 57 年 5 月 1 日  
告示 第 5 号  
改正 平成 9 年 7 月 1 日  
告示 第 7 号  
平成 20 年 10 月 17 日  
企業管理訓令第 10 号  
平成 21 年 2 月 27 日  
企業管理訓令第 5 号  
令和 6 年 1 月 1 日  
企業管理訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高鍋町水道事業給水条例施行規程（平成 21 年企業管理訓令第 1 号。以下「規程」という。）第 16 条第 2 項に定める各戸検針及び徴収の実施に関する要件、承認手続、水道料金等の徴収方法その他の事務取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該各号に定めるところによる。

- (1) 集合住宅等 アパート、マンションその他これに類する建物で、2 戸以上の住居（店舗又は事務所が併設されているものを含む。）をもって構成され、かつ各戸に専用の給水装置が設置されている住宅等をいう。
- (2) 所有者等 集合住宅等の給水装置又は受水槽以下設備（高鍋町水道事業給水条例（平成 10 年高鍋町条例第 8 号。（以下「条例」という。））第 17 条第 2 項に定める装置をいう。）の所有者並びに代理人及び管理人をいう。
- (3) 代理人 所有者が条例で定める事項を処理させるために選定した者をいう。
- (4) 管理人 所有者が集合住宅等の給水装置又は受水槽以下設備の維持管理に関する事項を処理させるために選定した者をいう。
- (5) メーター 水道メーターをいう。
- (6) 親メーター 受水槽式給水においては受水槽の上流側、直結増圧式給水においては増圧装置の上流側、直結直圧式給水においては各戸メーターの上流側に、高鍋町水道事業（以下「町」という。）が設置したメーターで、集合住宅等の建物全体の使用水量を計量するものをいう。
- (7) 子メーター 条例第 27 条第 3 項に定める各戸メーターをいう。
- (8) 給水設備 直結給水式の増圧装置、直結直圧式給水装置、貯水槽及びそれらに接続する給水装置並びにメーターをいう。

(申請)

第 3 条 集合住宅等の所有者がその集合住宅等の各戸検針及び水道料金（公共下水道区域にあつては上下水道料金。以下同じ。）徴収の実施を希望するときは、条例第 5 条に規定する給水装置工事の申込みと同時に、各戸検針及び水道料金徴収申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて管理者に申請するものとする。

- (1) 集合住宅等の平面図
- (2) 各階平面図
- (3) 各階部屋番号図
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要とする書類

2 前項の規定にかかわらず、所有者等が既存の集合住宅等の給水装置の改造により各戸検針及び水道料金徴収の実施を希望するときは、事前に管理者と当該給水施設の改造に関する協議を行わなければならない。

(審査及び承認)

第4条 管理者は、前条に規定する申請があったときは、その内容について審査し、次条に定める要件に適合していると認めるときは、当該申請を承認するものとする。

2 管理者は、前項の審査において、申請内容に不備があり、修正が必要と認められる場合には、申請した者に対して、修正のために必要な指示をすることができる。

(承認の要件)

第5条 前条の申請に対する承認の要件は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 給水設備の設置にあたり、所有者が、規程及び受水槽以下の装置の設置基準（平成21年企業管理告示第1号）を適用して給水の工事を行うことに同意すること。
- (2) 既存の建物にある給水装置については、前号に定める同意をし、かつ、町の指示に従って所要の改善を行うこと。
- (3) 所有者が行う給水装置工事の申込みにおいて、規程第3条に基づく申込みを経て、管理者が承認した工事であって、条例第8条第2項に定める工事検査に合格していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が特に必要があると認める条件を満たすこと。

(契約の締結)

第6条 管理者は、第3条に基づく申請が前条の要件を満たしているときは、所有者と集合住宅等の各戸検針及び水道料金徴収に関する契約書（様式第2号）により契約を締結後、各戸検針及び水道料金徴収の取扱いを開始するものとする。

2 前項の契約は、所有者が水道使用を廃止したときにその効力を失うものとする。

(代理人の選定)

第7条 所有者は、第2条第1項第3号に規定する代理人を選定し、条例に定める事項を処理させるため、代理人選定（変更）届（様式第3号）により管理者に届け出なければならない。

2 代理人は、この要綱に定められた責務を連帯して負うものとする。

(管理人の選定)

第8条 所有者は、条例第16条に規定する管理人を選定しなければならない。

2 給水装置の管理及び入居者の給水契約に関する事項を処理させるため、それぞれの管理人を選定し、給水装置の管理人選定（変更）届（様式第4号）及び入居者等の管理人選定（変更）届（様式第5号）により管理者に届け出なければならない。

3 管理人は、この要綱に定められた責務を負うものとする。

(入居者への周知)

第9条 所有者等は、各戸検針等契約を締結したときは、集合住宅等における各戸検針等について、当該集合住宅等における水道の供給条件を入居者に周知しなければならない。入居者に異動があった場合も、また同様とする。

(メーターの維持管理)

第10条 所有者等及び各水道使用者は、メーターを常に清潔に管理し、その設置場所に検針に支障となるような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

(施錠装置付集合住宅等)

第11条 所有者等は、管理者がメーターの確認を支障なく行うことができるように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。また、当該集合住宅等の内部と外部が施錠装置の付いた扉等で仕切られているものである場合は、各戸検針及び各戸徴収業務の円滑な運用のため、施錠装置付集合住宅等に係る施錠装置の解除方法（解除方法の変更）届（様式第6号）により管理者に届け出なければならない。施錠装置の解除方法に変更があったときも同様とする。

- (1) メーター設置場所は施錠しないこと。ただし、やむを得ず施錠する必要がある場合は、この規定による取扱いとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が特に必要があると認めること。

(費用負担)

第12条 本契約に必要な手続き及び給水装置の維持管理に要する費用は、所有者等の負担とする。

(所有者の変更)

第13条 所有者は、所有者に変更があるときは、速やかに所有者変更届（様式第7号）により管理者に届け出るものとし、管理者は新所有者と第6条に定める契約を締結する。

- 2 当該届出日以降は、この契約に基づく権利義務は全て新所有者等に継承されるものとし、変更前の所有者等は新所有者等に対してこの契約内容を引き継がなければならない。
- 3 第1項の届出がない場合は、この契約に基づく権利義務は全て変更前の所有者等から新所有者等に継承されたものとみなす。

(届出の義務)

第14条 所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 代理人を変更するとき。
  - (2) 給水装置の管理人を変更するとき。
  - (3) 入居者等の管理人を変更するとき。
  - (4) 給水施設の増設、改造その他の変更を行うとき。
- 2 代理人の変更に伴う届出については、第7条の規定を準用する。
  - 3 給水装置の管理人の変更、入居者等の管理人の変更に伴う届出については、第8条の規定を準用する。

(各戸検針等の実施及び水道料金の計算等)

第15条 管理者は、第6条第1項に規定する各戸検針等契約の締結後、管理者の竣工検査合格後から各戸検針等を実施する。

- 2 各戸に係る水道料金の基本料金及び従量料金については、条例第25条の規定を適用する。
- 3 管理者は、検針した親メーターの使用水量又は条例第28条の規定により認定された使用水量(以下「親メーター使用水量等」という。)と検針した子メーターの各戸使用水量の合計使用水量の差(以下「差水量」という。)が親メーター使用水量等に対し8パーセント以上生じた場合で、その原因が漏水又は所有者等の行った受水槽の清掃、洗管等の給水装置維持管理上の理由によるものであるときは、差水量に相当する水道料金を別途所有者等へ請求するものとする。

4 差水量に係る水道料金は、条例第 25 条に定める従量料金のみとする。

(立入検査及び指示)

第16条 管理者は、集合住宅等に設置した給水設備の維持管理に原因があると考えられる水質の悪化又は汚染が生じたときは、条例第 34 条の規定により当該給水設備について立入検査を行うとともに、条例第 35 条の規定により所有者等に必要な処置を指示することができる。

2 給水装置の破損その他による漏水については、所有者等は直ちに修理を行わなければならない。この場合において、損害が発生したときは、所有者等がその責めを負うものとする。

(維持管理不履行及び水道料金等未納の場合の措置等)

第17条 第 5 条の規定に違反し、勧告してもなお義務の履行がされないときは、条例第 35 条第 2 項又は第 36 条の定めにより管理者は給水を停止することができる。

2 前項の規定により給水を停止した場合において、所有者等及び入居者に損害が生じることがあっても、管理者はその責めを負わない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前に、この訓令による改正前の集合住宅の各戸検針及び徴収の実施に関する要綱（平成 21 年企業管理訓令第 5 号）の規定によりなされた手続きその他の行為は、なお従前の例による。